神 監 第66号 平成18年6月1日

A 樣

神戸市監査委員 近 谷 衛 同 横 道 山 弘 同 吉 基 毅 田 米 和 同 田 哲

外郭団体への人件費支出に関する住民監査請求の

監査結果について(通知)

平成18年4月5日及び10日に提出されました標記の住民監査請求について, 地方自治法第242条第4項の規定により監査した結果を次のとおり通知します。

### 第1 請求の趣旨

平成 18 年 4 月 5 日及び 10 日に提出された措置請求書によると,請求の趣旨は次のとおりと解される。

財団法人 先端医療振興財団など表 1 に掲げる外郭団体(以下,「本件団体」という。)に対する,神戸市(以下,「本市」という。)からの平成17年度補助金及び委託料には,本市から本件団体へ派遣されている職員(以下,「派遣職員」という。)の人件費相当額約69億円が含まれている。これは条例の根拠がなく,「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」(以下,「派遣法」という。)に違反する違法な支出である。

神戸市長は本件団体からこの派遣職員人件費相当額を本市に返還させるか,返還されない総額を市長個人が賠償しなければならない。また,平成18年度分については,支出の差し止めを求める。

#### 表 1

1	財団法人 先端医療振興財団	13	財団法人 神戸市産業振興財団
2	財団法人 神戸勤労福祉振興財団	14	財団法人 神戸みのりの公社
3	財団法人 神戸市シルバー人材センター	15	財団法人 神戸市都市整備公社
4	財団法人 神戸市民文化振興財団	16	財団法人 神戸市公園緑化協会
5	財団法人 神戸国際観光コンベンション協会	17	神戸市住宅供給公社
6	財団法人 神戸国際協力交流センター	18	財団法人 神戸市開発管理事業団
7	財団法人 こうべ市民福祉振興協会	19	社団法人 神戸港振興協会
8	財団法人 神戸市障害者スポーツ協会	20	財団法人 神戸市水道サービス公社
9	財団法人 神戸市地域医療振興財団	21	神戸交通振興株式会社
10	財団法人 神戸在宅ケア研究所	22	財団法人 神戸市防災安全公社
11	社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会	23	財団法人 神戸市体育協会
12	クリーン神戸リサイクル株式会社		

### 理由

- 1 派遣法は,自治体が給与を負担して第三セクターへ職員を派遣することを原則として禁止し,職員を派遣する場合,給与は派遣先の負担としている。職員の給与分を別個に補助金として支給するのは,この法制度を迂回する脱法行為である。
- 2 派遣法上,職員の給与付き派遣も許されているにもかかわらず,そうしていないのは, 当該派遣が派遣法上給与付きで派遣することができないものであり,そのことを承知し つつ,補助金の形で迂回して公金を支出しているものであるから,この補助金には地方 自治法第232条の2が要求する公益性はなく,違法である。

#### 第2 監査の実施

### 1 監査の対象

監査の対象としたのは,措置請求書及び事実を証する書面から特定される,本件団体(23 団体)に対して,平成17年4月5日以降に支出され,又は平成18年度予算からの支出が見込まれる補助金及び委託料に含まれる派遣職員人件費相当額の支出についてである。

#### 2 監査の実施

行財政局及び水道局の関係職員から事情聴取を実施したほか,本件団体(23 団体)に対する補助金及び委託料に関して所管局が作成した支出書類等について監査を実施した。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実の確認

### (1) 公益法人等への職員の派遣及び給与の支給について

本件団体のうちクリーン神戸リサイクル株式会社及び神戸交通振興株式会社を除く 21 団体(以下,「21 団体」という。)は,派遣法第2条第1項に基づき,その業務の全部又は一部が本市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり,かつ本市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして,「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」(以下,「派遣条例」という。)第2条第1項第1号,第2号及び「公益法人等への職員の派遣等に関する条例の施行規則」(以下,「人事委員会規則」という。)第2条第1項,第2項に規定された団体である。

21 団体に対する職員派遣は,派遣法に基づき各団体と任命権者(財団法人 神戸市水 道サービス公社は神戸市水道事業管理者,財団法人神戸市体育協会は神戸市教育委員会, その他の団体は神戸市長)との間で締結された取決め等に従って適法に行われており, 派遣された職員に対する給与は各団体が支給している。

#### (2) 特定法人への職員の派遣及び給与の支給について

本件団体のうちクリーン神戸リサイクル株式会社及び神戸交通振興株式会社(以下,「2団体」という。)は,派遣法第 10 条第1項に基づき,その業務の全部又は一部が公益の増進に寄与するとともに本市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり,かつ本市がその施策の推進を図るために人的援助を行うことが必要であるものとして,派

遣条例第 10 条第 1 項第 1 号 , 第 2 号及び人事委員会規則第 2 条第 3 項 , 第 4 項に規定された特定法人である。

2 団体への職員派遣は,派遣法に基づき各団体と任命権者(クリーン神戸リサイクル株式会社は神戸市長,神戸交通振興株式会社は神戸市交通事業管理者)との間で締結された取決め等に従って,任命権者の要請に応じて職員が退職し当該団体に在職してその業務に従事するいわゆる退職派遣の形態であり,適法に行われている。

また,2団体へ派遣された職員に対する人件費は各団体が支給しており,給与の直接 支給を規定する派遣法第6条第2項は適用されない。

#### (3) 補助金に含まれる派遣職員人件費相当額について

本件団体の主たる業務並びに請求人添付の事実を証する書面から特定される補助金及びそれに含まれる派遣職員人件費相当額は以下のとおりである。

財団法人 先端医療振興財団 (以下,「先端医療振興財団」という。)への補助

先端医療振興財団は、本市が推進している神戸医療産業都市構想の中核的支援機関であり、本市は「クラスター推進事業費補助金交付要綱」に基づき、市内中小企業・ 進出企業へのビジネス支援事業、人材育成事業等を行うクラスター推進センターの運 営事業に係る人件費及び事業化支援事業に係る経費の一部を補助するものである。

平成 17 年度補助金のうち平成 17 年 4 月 5 日以降に支出され,又は措置請求書受理日現在平成 17 年度出納閉鎖日(平成 18 年 5 月 31 日)までに支出見込みである補助金(以下,「平成 17 年度補助金」という。)1億5千万円のうち派遣職員人件費相当額は4,431 万 3,797 円であり,平成 18 年度補助金予算額2億5千万円のうち派遣職員人件費相当額は6,654 万 1 千円である。

財団法人 神戸勤労福祉振興財団(以下,「勤労福祉振興財団」という。)への補助

勤労福祉振興財団は、高齢社会における勤労者の福祉の振興のため、勤労者福祉に関する調査・研究、勤労者を対象とする生涯教育事業、中高年齢者福祉増進事業等を行っており、本市は「神戸市中高年齢者事業補助金交付要綱」に基づき、これらの事業に係る人件費など経費の一部を補助するものである。

平成 17 年度補助金 1 億 1,455 万 2,559 円のうち派遣職員人件費相当額は 8,987 万 2,686 円であり,平成 18 年度補助金予算額 1 億 2,045 万 4 千円のうち派遣職員人件費相当額は 9,468 万 8 千円である。

財団法人 神戸市シルバー人材センター(以下,「シルバー人材センター」という。) への補助

シルバー人材センターは,高年齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄 与することを目的として,高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽 易な業務に係る就業機会の開拓及び提供等を行っており,本市は「神戸市シルバー人材センター事業補助金交付要綱」に基づき,同センター事業の運営に係る人件費など経費の一部を補助するものである。

平成 17 年度補助金 9,193 万 4 千円のうち派遣職員人件費相当額は 6,429 万 6,249 円であり ,平成 18 年度補助金予算額 8,967 万 3 千円のうち派遣職員人件費相当額は 6,025 万 2 千円である。

財団法人 神戸市民文化振興財団(以下,「市民文化振興財団」という。)への補助 市民文化振興財団は,個性豊かな魅力ある神戸文化の創造に寄与することを目的と して,市民の生活文化活動及び芸術文化活動の振興,国際文化交流の促進等を行って おり,本市は「神戸市市民文化振興事業補助金交付要綱」に基づき,市民文化振興の

平成 17 年度補助金 2 億 7,611 万 2,184 円のうち派遣職員人件費相当額は 1 億 4,986 万 7,631 円であり ,平成 18 年度補助金予算額 2 億 9,020 万 4 千円のうち派遣職員人件費相当額は 1 億 6,392 万 1 千円である。

ための事業に係る人件費など経費の一部を補助するものである。

財団法人 神戸国際観光コンベンション協会(以下,「国際観光コンベンション協会」という。)への補助

国際観光コンベンション協会は,本市が進める「観光交流都市」神戸の実現に向けた施策推進の一翼を担い,観光事業の振興,コンベンションの誘致・支援等を行っている。そこで,本市は「コンベンション事業補助金交付要綱」に基づき,コンベンション都市化推進のための各種会議・見本市等の企画・誘致・運営事業に係る人件費など経費の一部を補助するものである。

平成 17 年度補助金 3,833 万 2,401 円のうち派遣職員人件費相当額は 3,589 万 9,839 円であり,平成 18 年度補助金予算額 8,719 万円のうち派遣職員人件費相当額は 4,676 万円である。

財団法人 神戸国際協力交流センター(以下,「国際協力交流センター」という。) への補助

国際協力交流センターは,本市の国際化推進施策の一翼を担い,諸外国からの研修員の受入れ・研修・あっせん,市民レベルの国際交流,地域の国際化を推進する事業等を行っている。そこで,本市は「国際交流・国際協力等に関する神戸市補助要綱」に基づき,国際協力事業,国際コミュニティセンターの運営等に要する経費の一部を補助するものである。

平成 17 年度補助金 2 億 4,523 万 4 千円のうち派遣職員人件費相当額は 8,828 万 4,505 円であり, 平成 18 年度補助金予算額 2 億 5,037 万 7 千円のうち派遣職員人件費相当額は 8,841 万 1 千円である。

財団法人こうべ市民福祉振興協会(以下,「市民福祉振興協会」という。)への補助市民福祉振興協会は,本市が「神戸市民の福祉をまもる条例」の理念の実現を目指して設置した総合福祉ゾーン「しあわせの村」の運営をはじめ,福祉意識の啓発事業,市民の福祉活動の振興等の事業を行っており,本市は表2のとおり補助を行っている。表2

	「しあわせの村(保	「神戸市シルバー	「しあわせの森管	「財団法人こうべ
根拠	健福祉局ゾーン。た	カレッジ管理運営	理運営業務補助金	市民福祉振興協会
	だし ,シルバーカレ	等業務に係る補助	交付要綱 」	補助金交付要綱」
饭炒	ッジを除く。) 管理	金交付要綱」		
	運営等業務に係る			
	補助金交付要綱」			
	協会が , しあわせの	協会が , 神戸市シル	協会が実施する公	協会が実施する
補助	村で実施する福祉	バーカレッジにお	園緑地事業	市民の福祉意識の
の	意識の啓発 , 市民福	いて実施する福祉		啓発,垂水年金会館
目的	祉活動の振興等の	意識の啓発 , 市民福		の運営その他市民
	事業	祉活動の振興等の		福祉を振興するた
		事業		めの事業
	しあわせの村管理	カレッジ管理運営	しあわせの森管理	運営及び事業の推
****	運営等業務に従事	等業務に従事する	運営業務に従事す	進に係る経費
補助	する派遣職員に係	派遣職員に係る人	る派遣職員に係る	(協会の基本財産
0	る人件費 , その他市	件費 , その他市長が	人件費 , その他市長	運用等協会収入を
対象	長が特に必要と認	特に必要と認める	が特に必要と認め	除いたもの)
	める経費	経費	る経費	
	6,994 万 2,653 円は	1,346 万 1,863 円は	8,440 万 1,519 円は	1億2,108万5,753
	全額派遣職員人件	全額派遣職員人件	全額派遣職員人件	円のうち
	費相当額	費相当額	費相当額	3,915万4,057円
金額	-	-	-	補助金総額
立領				1億4,417万8千円
				のうち年度終了後
				に提出される補助
				金執行額内訳書を
				もって確定する

<sup>「</sup>補助金全体額のうち派遣職員人件費相当額」として記載している。上段は平成 17年度補助金,下段は平成 18年度補助金予算である。表中「協会」は市民福祉振興協会を指す。

財団法人神戸市障害者スポーツ協会(以下,「障害者スポーツ協会」という。)への補助 障害者スポーツ協会は,障害者の福祉の向上に寄与することを目的として,障害者 各種スポーツ大会や,スポーツ大会への選手・ボランティアの派遣事業をはじめ障害者スポーツ育成・振興事業を行っており,本市は「神戸市障害者スポーツ振興事業補助金交付要綱」に基づき,全国身体障害者野球大会の開催に係る事業費など経費の一部を補助するものである。

平成 17 年度補助金 6,693 万 2 千円のうち派遣職員人件費相当額は 3,524 万 379 円であり、平成 18 年度補助金予算額 1 億 396 万 8 千円のうち派遣職員人件費相当額は 3,761

万7千円である。

財団法人 神戸市地域医療振興財団 (以下,「地域医療振興財団」という。)への補助 地域医療振興財団は,市民病院群の1つである西神戸医療センターの運営,地域医 療システムの調査研究等を実施しており,本市は表3のとおり補助を行っている。

表 3

根 拠	「財団法人神戸市地域医療振興財団 西神戸医療センター運営事業補助交 付要綱」	「財団法人神戸市地域医療振興財団 補助金交付要綱」
補助の目的	西神戸医療センターが市民病院群の ひとつとして確保すべき高度・救急 医療,結核医療等を提供する	本市における地域医療のシステム化 を推進するため,振興財団が行う地 域医療システムの調査研究及び運営 等を補助する
補助の対象	行政的経費,不採算的医療経費,共 済費の一部(総務省運用基準に準拠)	地域医療連携システム推進事業に係 る経費の一部
金 額	7億6 &93万円のうち6,273万7,027円 8億6,788万6千円のうち6,207万5 千円	2,469 万 1 千円のうち 1,284 万 5,342 円 2,469 万 1 千円のうち年度終了後補助 金執行額内訳書をもって確定する

「補助金全体額のうち派遣職員人件費相当額」として記載している。上段は平成 17年度補助金のうち平成 17年4月5日以降に支出され,又は措置請求書受理日現在平成 17年度出納閉鎖日(平成 18年5月31日)までに支出見込若しくは平成 17年度末に未払金計上された補助金,下段は平成 18年度補助金予算である。なお,西神戸医療センター運営事業補助に含まれる派遣職員人件費は,共済組合追加費用のみである。

財団法人 神戸在宅ケア研究所(以下,「在宅ケア研究所」という。)への補助 在宅ケア研究所は,在宅高齢者等に対する福祉・医療サービスについての研究,神戸リハビリテーション病院・介護老人保健施設こうべ・地域リハビリテーションセンターの管理運営などを実施しており,本市は表4のとおり補助を行っている。

### 表 4

根 拠	「財団法人神戸在宅ケア研究所補助 金交付要綱」	「神戸市住宅改修事業派遣人件費補 助金交付要綱」
補助の目的	高齢者等の在宅での療養を支援する 拠点施設である老人健康センターに おいて福祉・医療サービスを提供す る	高齢者が自立できるまちづくりの一環となる住宅改修事業を補助する
補助の対象	老人健康センター(介護老人保健施設こうべを除く)運営事業及びリハビリテーション体制推進事業に係る 経費の一部	住宅改修事業に係る派遣職員人件費
金額	7,116 万 8 千円のうち 868 万 2,857 円 -	975 万 9,360 円は全額派遣職員人件 費相当額 966 万 3 千円は全額派遣職員人件費 相当額

<sup>「</sup>補助金全体額のうち派遣職員人件費相当額」として記載している。上段は平成 17年度補助金,下段は平成18年度補助金予算である。

社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会(以下,「社会福祉協議会」という。)への補助 社会福祉協議会は,地域福祉の推進を図ることを目指して,福祉活動の基盤強化や 地域福祉活動の推進等に係る事業,権利擁護事業,ボランティア活動振興事業等を行っ ており,本市は「神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金交付要綱」に基づき, 社会福祉事業,総合児童センター事業(後者については平成18年度の執行予定はない。) に係る経費の一部を補助するものである。

平成 17 年度補助金 2 億 1,789 万 7,337 円のうち派遣職員人件費相当額は 1 億 136 万 9,841 円であり,平成 18 年度補助金予算 1 億 9,315 万 8 千円のうち派遣職員人件費相 当額は 8,450 万円である。

財団法人 神戸市産業振興財団 (以下,「産業振興財団」という。)への補助

産業振興財団は,市内産業の基盤強化と振興を図るために,本市における産業の情報化・高度化の推進,貿易・投資の促進等の事業を実施しており,本市は表5のとおり補助を行っている。

## 表 5

根 拠	「神戸市産業振興財団自 主事業補助金交付要綱」	事務所運営補助金交付要 綱」	綱」 1
補助の目的	市内産業の情報化の促進, 新規企業の育成等の自主 事業		外事務所が設置できない ことから,南京周辺地域と の貿易・投資の促進等を図 るため,神戸市海外事務所
補助 の 対象	市内産業情報化促進事業, 新規企業育成事業等に係 る人件費及び市長が特に 必要と認める経費		
金額 2	2 億 9,482 万 5,333 円のうち 1 億 9,775 万 9,736 円 3 億 1,065 万 8 千円のうち 2 億 35 万 6 千円	1,440万 8,259円	2,725 万 5,416 円のうち 1,465 万 2,338 円 3,029 万 3 千円のうち 1,505 万 3 千円

- 1 平成 18 年度補助金支出根拠は「神戸・ひょうご 南京経済貿易連絡事務所運 営補助金交付要綱」に名称変更
- 2「補助金全体額のうち派遣職員人件費相当額」として記載している。上段は平成 17 年度補助金, 下段は平成 18 年度補助金予算である。

財団法人 神戸みのりの公社(以下,「みのりの公社」という。)への補助 みのりの公社は,市域農漁業の振興策として,神戸ワインの製造販売や有機農業の 推進などの事業を実施しており,本市は表6のとおり補助を行っている。

## 表6

	「有機農業センター管理運営業務補	「市立農業公園及び市立フルーツフ
根 拠	助金交付要綱」	ラワーパーク管理運営事業補助金交
		付要綱」
	家畜糞尿の集中処理による良質堆肥	農業公園及びフルーツフラワーパー
補助の目的	の生産供給により,畜産環境の保全	クにおいて実施する農業振興事業
開助の目的	と有機減農栽培の推進を図る有機農	
	業センターの管理運営を補助する	
	有機農業センター管理運営業務に従	農業公園及びフルーツフラワーパー
<b>注明の社会</b>	事する派遣職員に係る人件費,その	ク管理運営業務に従事する派遣職員
補助の対象	他市長が特に必要と認める経費	の人件費,その他市長が特に必要と
		認める経費
	2,352 万 4 千円のうち	1億 9,975 万 1 千円のうち
金 額	1,008万3,773円	6,262万 6,783円
	2,587 万 2 千円のうち 1,122 万円	1,570 万 8 千円のうち 0 円

<sup>「</sup>補助金全体額のうち派遣職員人件費相当額」として記載している。上段は平成 17 年度補助金,下段は平成 18 年度補助金予算である。

財団法人 神戸市都市整備公社(以下,「都市整備公社」という。)への補助

都市整備公社は,都市機能の維持増進,都市環境の整備改善を図るため,都市の整備及び再開発並びに地域開発のための事業,下水道関連事業等を推進しており,このうち住民主体のまちづくりの支援業務を円滑に推進することを目的として,本市は,こうべまちづくりセンターの運営・事業等に係る派遣職員人件費相当額に対して補助金を交付している。

平成 17 年度補助金 5,683 万 4,525 円のうち派遣職員人件費相当額は 5,480 万 8,548 円である。

### 財団法人 神戸市公園緑化協会(以下,「公園緑化協会」という。)への補助

公園緑化協会は,本市の公園緑地事業に対する協力,公園緑地の保全と利用の啓発などを行っており,本市は「神戸市公園緑地事業補助金交付要綱」に基づき,都市公園等の維持管理や花と緑のまち推進センターで実施する緑化啓発など,公園緑地事業に係る派遣職員の人件費など経費の一部を補助するものである。

平成 17 年度補助金 6 億 6,552 万 7,180 円 , 平成 18 年度補助金予算 1 億 6,862 万 3 千円はすべて派遣職員人件費相当額である。

### 財団法人 神戸市開発管理事業団(以下,「開発管理事業団」という。)への補助

開発管理事業団は,本市が開発を記念して設置した福祉,文化及びレクリエーション施設を管理運営するとともに,開発事業に関する各種の役務を提供している。本市は「地域社会育成事業補助金交付要綱」及び「港島ふれあいセンター地域社会育成事業補助金交付要綱」に基づき,鶴甲会館や港島ふれあいセンターなどにおける地域コミュニティ事業に係る人件費など経費の一部を補助するものである。

平成 17 年 4 月 5 日以降に支出され,又は平成 17 年度末に未払金計上された平成 17 年度補助金合計 5,869 万 7,954 円,平成 18 年度補助金予算合計 6,138 万円には,派遣職員人件費相当額は含まれていない。

## 財団法人 神戸市防災安全公社(以下,「防災安全公社」という。)への補助

防災安全公社は,市民や事業所の自主的な防災活動の支援や,市民生活の防災安全 対策の推進等を目的として,防災安全意識の普及啓発及び防災安全の調査研究などを行っている。そこで,本市は「財団法人神戸市防災安全公社に対する補助金交付要綱」に 基づき,市民向け講習会の実施など防災安全意識の普及啓発事業に係る人件費など経費 の一部を補助するものである。

平成 17 年度補助金 4,430 万円 7,711 円,平成 18 年度補助金予算 4,658 万 8 千円は, すべて派遣職員人件費相当額である。 財団法人 神戸市体育協会(以下,「体育協会」という。)への補助

体育協会は,本市が推進する神戸アスリートタウン構想における「健康・スポーツのまちづくり」の一翼を担い,アマチュアスポーツ及び生涯スポーツ普及振興事業,学校給食の向上に関する事業等を実施しており,本市は表7のとおり補助を行っている。表7

根 拠	「財団法人神戸市体育協会のスポー ツ振興等に関する補助金交付要綱」	「財団法人神戸市体育協会学校給食 事業補助交付要綱」
補助の目的	心身共に健全な住民の育成に寄与するため,スポーツ振興事業及び学校 教育,社会教育推進事業を補助する	学校給食の物資の安定供給を確保 し,学校給食の充実を図る
補助の対象	各種アマチュアスポーツ大会,スポーツイベント推進事業に係る人件費など経費の一部	学校給食用物資調達事業に係る人件 費
金額	2 億 1,370 万 7,956 円のうち 1 億 2,303 万 5,286 円	5,500 万円のうち 2,546 万 7,927 円
立	2 億 1,958 万 1 千円のうち 1 億 2,905 万 7 千円	5,000 万円のうち 1,212 万 5 千円

<sup>「</sup>補助金全体額のうち派遣職員人件費相当額」として記載している。上段は平成 17年度補助金,下段は平成18年度補助金予算である。

### (4) 委託料について

請求人添付の事実を証する書面から特定される委託事業に対する,物件費等を含む委託料総額(以下,「本件委託料」という。)は表8のとおりである。

なお,表中 を付した委託事業に対する委託料総額には,派遣職員人件費相当額は含まれていない。

表8

団 体 1	玄 託 事 業 名	年度	委託料総額
財団法人	神戸市勤労者福祉共済制度事務の一部	17	379,576,804
神戸勤労 福祉振興財団		18	403,110,000
財団法人	神戸市立須磨水族園管理運営業務	17	880,212,074
神戸国際	神戸ポートアイランドホールの管理・運営等業務	17	162,369,035
観光コンベンショ		17	118,716,865
協会	観光案内所における観光案内業務等	18	79,162,000
クリーン	高松作業所運営業務	17	49,468,107
神戸リサイクル		18	47,584,000
株式会社	クリーンセンターにおける計量業務等	17	316,294,987
1712-12		18	322,450,000
財団法人	神戸ファッション美術館管理運営	17	366,750,952
神戸市	神戸市シアトル事務所の維持・管理	17	36,071,309
産業振興財団	11) 162 2 106 - 300 11 ex wet 3 2 12 - 12	18	43,369,000
財団法人	東部スラッジセンター等の運転管理業務	17	318,107,085
神戸市都市	スロバングン Cング 1300 産和日注来が	18	304,746,000
整備公社	平磯芝生広場の管理運営委託	17	41,555,684
표 MH 스 TI		18	43,341,000
	マンホールポンプ施設等の維持管理業務	17	107,256,216
	マンホールホンブル・成分の縦1寸自注来4万	18	83,399,000
		17	198,065,252
	11小以附供且守未仍	18	177,770,000
		17	72,753,878
		18	
	接続ます及び取付管改善強化業務 六甲アイランド水リサイクル事業及び	17	358,340,000
			46,613,499
	ポートアイランド水リサイクル事業の運営 井戸水等の検針業務	18 17	39,838,000
	井戸小寺の快町耒務		9,526,955
	ル所を水光辺	18	9,487,000
	水質検査業務	17	131,431,246
	ᅅᅘᄼᄳᄜᄖᅉᄼᄳᅖᅓᇌᄬᇎᅑᄪᄑᇸ	18	146,955,000
	鈴蘭台処理場等の処理施設運転管理及び ない。記様、朝の保守策理業務	17	227,625,362
	施設・設備一般の保守管理業務	18	227,255,000
	ポートアイランド処理場等の処理施設	17	176,464,925
	運転管理等業務	18	106,566,000
	工事·設計·工事監督業務	17	1,327,062,130
		18	1,000,967,000
	月が丘宅地分譲業務	17	7,026,369
<u>+</u> +=+		18	8,769,000
神戸市	市営住宅等の管理運営業務	17	5,368,817,961
住宅供給公社	<u> </u>	18	5,122,280,000
	神戸市すまいの安心支援センターにおける	17	220,898,188
	住宅相談業務等	18	220,021,000
	特定優良賃貸住宅(特優賃)の実施に係る業務	17	15,960,000
		18	15,015,000
	民間賃貸住宅家賃負担軽減補助業務	17	25,000,000
財団法人	ポートアイランド市民広場管理運営業務	17	58,685,737
神戸市開発	ポートアイランド第2期暫定利用用地及び	17	16,876,617
管理事業団	その付帯設備の管理運営業務	18	16,901,000
	西区民センタービルのみなと総局持分の	17	21,512,912
	管理業務	18	22,616,000
	「いぶきの森」レクリエーション施設	17	31,152,950
	ディキャンプ場の運営業務	18	31,502,000
	西神・西神南ニュータウン宅地分譲業務	17	49,543,267
			. , , -

団 体 名	委 託 事 業 名	年度	委託料総額
社団法人	岸壁給水業務	17	99,786,577
神戸港			
振興協会			
財団法人	満了メーター取替	17	294,171,231
神戸市		18	302,220,000
水道サービス	徴収事務事業	17	1,168,813,264
公社		18	1,101,072,000
	施設管理事業	17	180,958,446
		18	171,857,000
	配水本管漏水調査作業	17	1,941,450
		18	2,625,000
	設計等の業務	17	73,257,771
		18	77,543,000
	不断水穿孔工事	17	140,504,551
		18	140,213,000
	給水工事	17	249,555
		18	3,150,000
	給水設計台帳入力業務	17	22,021,417
		18	19,811,000
	工水管漏水防止作業	17	2,029,650
		18	1,855,000
	設計·監督補助業務	17	35,231,700
		18	34,178,000
神戸	地下鉄設備管理業務	17	404,980,028
交通振興  株式会社		18	405,517,000
財団法人	神戸市生涯学習支援センター管理運営業務	17	134,801,570
神戸市	体育施設等の管理・運営業務	17	869,481,000
体育協会	神戸市立自然の家管理・運営業務	17	144,448,000
	神戸市青少年科学館管理運営業務	17	426,484,136
	埋蔵文化財発掘調査にかかる事務管理業務	17	11,329,000
		18	11,028,000

なお,年度欄における 17 は,平成 17 年度委託料のうち平成 17 年 4 月 5 日以降に支出され,又は措置請求書受理日現在平成 17 年度出納閉鎖日(平成 18 年 5 月 31日)までに支出見込若しくは平成 17 年度末に未払金計上された委託料,18 は平成18 年度の委託料予算額である。(単位:円)

## 2 判断

請求人の主張に対する判断は,以下のとおりである。

# (1)派遣職員の人件費相当額を含む補助金の支出について

本件補助金の支出は,条例の根拠がないこと,派遣法を迂回する脱法行為であること, 及び地方自治法第 232 条の2が要求する公益性はなく違法であることとする請求人の主 張について

#### 派遣職員への給与の直接支給の原則禁止について

派遣法は,職員の派遣について統一的なルールを設定し,職員の派遣の適正化,手続の透明化等を図るとともに,地域における人材の有効活用を通じた行政と民間の適切な連携協力による地方公共団体の諸施策の推進を図ることを目的として,平成 12 年 4 月 26 日に公布され,平成 14 年 4 月 1 日から施行された。

派遣法第6条第1項は,派遣職員が派遣期間中専ら派遣先団体の業務に従事し,地方公共団体の職務に従事しないことから,派遣職員に対して地方公共団体が給与を直接支給することを原則として禁止したものである。

## 派遣職員への給与の直接支給について

派遣法第6条第2項は,派遣職員が従事する業務が,地方公共団体の委託を受けて行う 業務,地方公共団体と共同して行う業務,地方公共団体の事務・事業を補完し,支援する と認められる業務であって,その実施により地方公共団体の事務・事業の効率的・効果的 な実施が図られると認められる場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には,条例で定めるところにより,給与を支給することができるとしている。

これは、派遣法第6条第1項が地方公共団体の職務に従事しない者に対する給与の支給を原則として禁じているのに対し、派遣職員が従事する業務が地方公共団体の職務に従事している場合と同様の効果をもたらすと認められる場合に限って、給与の直接支給を認めたものである。

## 補助金について

他方,補助金は,派遣職員への給与の支給とは別の財務会計上の行為であって,地方自治法第232条の2に基づき公益上必要がある場合に支出することができるものである。

補助金の支出が公益上の必要によるものといえるかどうかは、補助金支出の目的及び趣旨、補助金支出を受ける団体等の性格、活動状況及び当該補助金が公益活動にどの程度役立つかなどの諸般の事情を総合して判断する必要がある。

前記第 3-1(3)で確認したとおり,本件補助金(なお,3-1(3) 開発管理事業団に対する補助金には派遣職員人件費相当額は含まれていない。以下同じ。)はいずれも,本市施策の推進と密接な関連を有する公益法人及び社会福祉法人が実施する,公益的事業や本市施策の補完的事業を対象とし,公共の福祉の増進に寄与するものであり,物件費はもちろん,一般的な必要経費として当該団体の職員に関する人件費に対して補助金を交付することも,公益上の必要がある場合に該当するものと認められる。

なお,補助対象事業の執行体制をどうするかは各団体内部の問題であって,補助対象事業の推進に派遣職員が携わり,その人件費相当額が補助金に含まれたとしても,補助対象事業自体が果たす公益実現の目的や効果が異なるものではなく,補助金支出の適法性を左右するものではない。

#### 請求人の主張について

以上のとおり,本件補助金の支出は公益上必要があるものと認められ適法であり,派遣 法第6条第1項に規定された給与の直接支給禁止を免れる意図とは認められない。

各団体が派遣職員の給与を支給するにあたって,その財源となる収入に市からの補助金が含まれているからといって,請求人が主張しているように,市が派遣法第6条第1項に反して各団体への派遣職員の給与を直接支給していることに等しいとは言えない。

さらに、派遣法第6条第2項に基づき条例で定めるところにより本市が給与を支給できるからといって必ずその方法によるべきものとは言えず、本件団体との取決めにおいて、各団体の業務は多様であり、派遣職員の従事する業務が直接支給の対象となる業務かどうかを明確に区分するのが困難な場合が生じる可能性もあることなどから、給与を直接支給しないとした任命権者の判断が合理性を欠くとは言えない。

したがって,直接支給をしていないことをもって直ちに補助金支出の違法性を裏付ける ものであるとする請求人の主張には根拠がない。

なお,前記第3-1(1)及び(2)のとおり,本件派遣職員に対する給与は,任命権者と本件団体との取決めに基づいて各団体が支給しており,市が条例に基づいて支給するものではないから,地方自治法第204条第3項,第204条の2,地方公務員法第24条第6項,第25条第1項等にいう条例の根拠は必要ない。

#### (2)派遣職員の人件費相当額を含む委託料の支出について

## 違法性の主張について

請求人は、本件委託料に含まれる派遣職員人件費相当額に関して、措置請求書において「それらの支出は、条例の根拠がなく、派遣法に違反する」としているが、具体的に違法性を主張しているものとは認められない。仮に委託料についても補助金と同じ違法性の主張をするものであるならば、その判断は次のとおりである。

## 委託契約について

地方公共団体は,民間等の専門的な技術や能力を活用し,効率的な運営の下で良好な行政サービスを提供するために,事務事業の委託を実施しており,本市においても表8のとおり業務の一部を本件団体に委託している。これらの委託業務の実施主体は市であり,その内容は公共の福祉の実現を図るものであること,また,公の施設の管理運営は,順次指定管理制度へ移行しているものの,改正前の地方自治法では委託先が地方公共団体の出資法人や公共的な団体等に限定されておりノウハウの蓄積があることなどから,委託先は公益性や本市施策との密接な関連性を有する本件団体としているもので,いずれも法令に基づいた適法な契約である。

また、派遣法は、派遣先団体との委託契約を禁ずるものではない。

#### 委託料について

そもそも委託契約とは,相手方に業務を委ね,その業務に対する対価として委託料を支払うという契約であり,委託料は業務の執行に必要な人件費や物件費で構成されている。

委託業務の執行体制をどうするかは,委託先団体内部の問題であるから,委託契約において,派遣職員が委託業務の執行にあたる場合に,当該業務に従事する割合に応じてその人件費相当額を委託料の算定基礎として使用することは,適正な委託料の積算としてはむしろ当然のことである。これは,契約の相手方が民間企業である場合,当該委託業務に従事する者の人件費相当額が委託料に含まれることと何ら変わるところがない。

## 請求人の主張について

以上のとおり,本件委託料は,適法な委託契約に基づき,業務履行のために必要な経費として本市から本件団体に支払われるものであり,その中に派遣職員人件費相当額が含まれている(なお,表8中 を付した委託料には派遣職員人件費相当額は含まれていない)のであるが,本件委託料は各団体の収入の一部にすぎず,各団体が派遣職員の給与を支給するにあたって,その財源となる収入に市からの委託料が含まれているからといって,請求人が補助金において主張しているように,派遣法第6条第1項に違反し,各団体への派遣職員の給与を委託料として迂回して支出していることに等しいとは言えない。

### 第4 結論

以上のことから,これらの補助金及び委託料に含まれる派遣職員人件費相当額の支出は, 違法な公金の支出ではない。したがって,請求人の主張には理由がなく,措置の必要を認 めない。

ちなみに,請求人は措置請求書で神戸市長及び市長個人に対する措置を求めているが, 地方公営企業である水道事業及び交通事業では,それぞれ管理者が委託契約の締結や委託 料・補助金の支出を行うものであり,また,公益法人等への職員の派遣における任命権者 も各管理者であって,市長ではない。ただ,いずれにしろ,財団法人 神戸市水道サービ ス公社及び神戸交通振興株式会社への委託契約の締結,委託料の支出は適法である。

なお,現在本市では派遣職員に対する給与の直接支給は行われていないが,派遣先団体を取り巻く情勢の変化等も踏まえた上で,派遣法第6条第2項の適用についても検討を行われるよう希望する。